



Q 子どもを預かってくれるところは増えているの?

定員増や保育時間の拡大

などに努めています

保育所への入所を待っている子どもの数が増加していることから、今年度から3年間で約1,500人の定員増に努めます。今年度は、国の補助により私立保育所の新築を2件(210人増)と、増改築を5件(150人増)予定しています。このほか、認可外の保育施設5件(300人増)を認可保育所に移行し、受け入れ人数の増加を進めています。また、「延長保育」「一時保育」「障がい児保育」を行う保育所の数を増やし、保護者の生活パターンにあった保育サービスを提供できるよう努めています。

担当部署は 子ども未来局子育て支援部保育課 ☎211-2986



担当者から



「保育所に預けたいけど定員がいっぱいで…」と、空気を待っている方が少なくなるように、今年度は660人の定員増を目指してがんばります。できる限り施設の整備を進めていきますのでどうかご理解ください。保育所についての相談は区役所の保健福祉サービス課でもお受けしています。お気軽にご相談ください。

保育できない理由とは
「両親が働いているから」
「看護・介護をしているから」
「病気やけがをしているから」などです。

緊急のときなどは一時保育

就労や病気、冠婚葬祭など保護者のさまざまな事情で、保育が必要となった場合に、一時的に子どもをお預かりしている保育所があります。実施園数：49園

忙しい保護者のための延長保育

「残業が多い」「通勤に時間がかかる」といった保護者の就労形態や通勤時間などの問題に対応するため、保育時間外にも子どもをお預かりできる保育所があります。実施園数：131園

保育所と幼稚園の違いを知りたい!

保育所(認可)		幼稚園
厚生労働省・児童福祉法 公営27園、民営148園(定員数15,195人)	官庁・根拠法 市内の状況	文部科学省・学校教育法 市立17園、私立134園
保育士資格	職員の資格	幼稚園教諭普通免許状
0歳～5歳(小学校入学前まで) ※保護者が 保育できない理由 が必要	対象	満3歳～5歳(小学校入学前まで)
原則10時間 (延長保育を実施しているところあり)	保育・教育時間	原則4時間 (預かり保育 を実施しているところあり)
保護者の所得の状況によって異なる	保育料	私立は各園によって異なる。市立は一律月額8,900円。保育料補助制度あり
お住まいの区の区役所 保健福祉サービス課(随時受け付け)	入所・入園 の申し込み	入園を希望する幼稚園 (9～10月に願書を配布)
子ども未来局保育課 ☎211-2986	市の担当部署	市教育委員会総務課 ☎211-3825

預かり保育とは
早期や夕方、夏休み、冬休みなども子どもをお預かりするサービスです。サービスの内容はそれぞれの幼稚園によって異なります。

(平成16年4月現在)



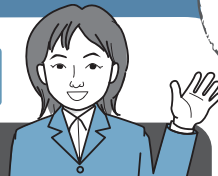
Q ぼくたち子どもの権利ってなあに?

世界の国々で決めた子どもの権利

平成元年の国連総会で「子どもの権利条約」が採択され、平成6年には日本も条約を結んでいます。54条からなるこの条約では、①生きる権利、②発達する権利、③保護される権利、④参加する権利といった子どもの基本的な権利を定めています。こうした状況を踏まえ、市でも、皆さんと一緒に子どもの権利について考えながら、18年度をめどに条例づくりに取り組んでいきます。

担当部署は 子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課 ☎211-2942

担当者から



「子どもの権利」というと難しいイメージがあるかもしれませんが、一口でいうと“子どもも大人と同じ人なんだ”ということを確認することです。大人もお子さんと一緒に考える場として、講演会やフォーラム(討論会)を開催する予定です。随時お知らせしますので、ぜひご参加ください。

子ども未来局は3階。4月にできた新しい局です!

●大通バスセンタービル1号館
中央区南1東1 地下鉄東西線
バスセンター前駅下車 徒歩1分

子ども議会で発言してみよう
子どもの権利条約にある「意見表明権(自由に意見が言える)」などを実現する場として、平成13年度から子ども議会を開催しています。子ども議員の公募は本誌でお知らせしますので、ぜひ参加してね。
子どもの権利推進課 ☎211-2942

